

別紙 1 本件施設配置図

別紙 2 設計図書及び竣工図書

1. 設計書類

構造計算書、構造設計概要書、構造設計チェックリスト、採光・換気面積計算書、電気設備設計計算書、給排水衛生設備設計計算書、空調換気設備設計計算書、省エネルギー基準計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録

2. 工事内訳書

工事内訳書は工種毎とし、国立文教施設工事積算要領（建築、電気設備、機械設備）を適用する。
積算数量調書

3. 図面（建築）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、各部詳細図、展開図、建具表、天井伏図、サイン計画図、外構図、日影図、パース、撤去図、その他必要図面

4. 図面（構造）

土質柱伏図、杭・基礎伏図、各階伏図、基礎配筋図、断面リスト、各部配筋図、軸組図、鉄骨詳細図、その他必要図面

5. 図面（電気）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、照明・コンセント等・幹線・情報通信・防災電気設備配線図、各系統図、分電盤単線接続図、受変電設備（自家発電機設備含む）単線接続図、電気室平面図、避雷設備図、屋外配線図（支障配線含む）、その他必要図面

6. 図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、機器表、空調系統図、各階空調平面（配管・ダクト・計装）、機械室詳細図、自動制御図、制御盤単線結線図、制御回路図、制御機器表、その他必用図面

7. 図面（衛生）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、衛生機器・器具表、衛生系統図、衛生平面図（消火を含む）、水槽廻り詳細図、便所廻り詳細図、ガス平面図、屋外設備図、その他必用図面

8. 図面（昇降機）

特記仕様書、案内図、配置図、昇降路平面図、昇降路断面図、乗り場正面図、その他必用図面

9. 工事を伴う備品リスト

別紙 3 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は以下の ないしのいずれかに該当する場合には熊本大学が負担するものとし、それ以外の法令変更については事業者が負担するものとする。

本件事業に直接関係する法令変更
消費税に関する法令変更
法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、熊本大学が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて事業者が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう

別紙 4 事業者等が付保する保険

1. 設計・建設期間中の保険（第 19 条）

（1）建設工事保険等

事業者は、建設工事保険又は組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入することを要する。

1) 付保の条件

保 険 の 対 象：本件施設の建設工事
保 険 期 間：工事着工時から工事完成引渡しまでの全期間
被 保 険 者：支出負担行為担当官事業者又は建設者
保 険 金 額：工事完成価格（消費税を含む。）
補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

（2）請負業者賠償責任保険

事業者は、請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入することを要する。

1) 付保の条件

保 険 の 対 象：本件施設の建設工事
保 険 期 間：工事着工時から工事完成引渡しまでの全期間
被 保 険 者：支出負担行為担当官事業者又は建設者
てん補限度額：対人 1 億円/ 1 名以上かつ 10 億円/ 1 事故以上、対物 1 億円/ 1 事故以上とする。
補償する損害：工事遂行に伴って派生した第三者に対する対人・対物賠償損害

2. 維持管理期間中の保険（第 46 条）

第三者賠償責任保険

事業者は、維持管理業務開始時から事業契約終了時までの全期間において第三者賠償責任保険に加入することを要する。

別紙 5 目的物引渡書

目的物引渡書

平成 年 月 日

熊本大学大学長殿

事業者 住 所
名 称
代表者

事業者は、以下の施設を、熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業における施設の設計・建設及び維持管理等に関する契約第 31 条の規定に基づき、下記引渡年月日付で引き渡します。

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡年月日		
立 会 人	熊本大学	
	事業者	

[事業者名称] 殿

上記引渡年月日付で、上記の施設の引渡しを受けました。

熊本大学

別紙 6 保証書の様式

支出負担行為担当官
熊本大学事務局長

様

保証書(案)

〔建設者〕(以下「保証人」という。)は、熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、(以下「事業者」という。)が熊本大学(以下「大学」という。)との間で締結した平成 年 月 日付け**建物等の設計・建設及び維持管理等に関する基本契約**(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が大学に対して負担する以下この保証書の第 1 条の債務(以下「主債務」という。)を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第 1 条 (保証)

保証人は、事業契約第 32 条第 4 項に基づく事業者の大学に対する債務(以下「主債務」という。)を保証する。

第 2 条 (通知義務)

大学は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、大学による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条 (保証債務の履行の請求)

1. 大学は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、大学が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から [30] 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。大学及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から [30] 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条 (求償権の行使)

保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第 5 条 (終了及び解約)

1. 保証人は、本保証を解約することができない。

2. 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、事業者の保証人に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を大学に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人